

教政第47号
令和3年4月27日

各市町村教育委員会教育長 殿

徳島県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

県立学校における教育活動等に係る感染拡大防止対策の
更なる強化について（通知）

このことについて、県立学校長に対し、別紙のとおり通知いたしました。

各市町村教育委員会におかれましては、所管の学校において、適切な対応が行われるよう、引き続き御配慮いただきますようお願いいたします。

教政第46号
令和3年4月27日

各 県 立 学 校 長 殿

徳島県教育委員会教育長

県立学校における教育活動等に係る感染拡大防止対策の
更なる強化について（通知）

県内における新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、令和3年4月20日に「とくしまアラート」のレベルが引き上げられ、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会提言における分類で「ステージⅢ」に相当する「とくしまアラート・感染拡大注意・急増」が発動されました。こうした状況を踏まえ、同日付け「県立学校における教育活動等に係る感染拡大防止対策の強化について（通知）」において、5月5日までの間における感染防止対策の方針を取りまとめ、感染拡大の防止に必要な取組を進めてきたところです。

しかしながら、県内の学校でもクラスターが発生するなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の傾向が見られているため、本日より5月5日（水）までの間において、別添資料「県立学校における教育活動等に係る感染拡大防止対策の強化について」の更なる対策強化の取組を実施することとします。

つきましては、適切にご対応いただくとともに、児童生徒等及び保護者並びに貴所属教職員への周知をお願いいたします。

また、令和3年3月22日付け教政第371号通知「新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関する留意点（R3.3.22改訂版）」についても御留意いただき、円滑な学校運営に努めてください。

なお、令和3年4月20日付け教政第36号「県立学校における教育活動等に係る感染拡大防止対策の強化について（通知）」は廃止します。

感染拡大防止対策の「更なる強化」について

1 学習指導について

基本的な感染症対策を講じるとともに、感染リスクの高い、次のような教育活動は実施しないこと。また、1人1台タブレット端末を活用したオンライン指導等の充実により、学習活動の継続を図ること。

＜感染症リスクの高い教育活動例＞

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒等が長時間にわたり、密集又は近距離で対面形式となるグループワークやグループ活動、ディスカッション等」、「近距離で大きな声で話す活動」
- ・音楽における「室内で児童生徒等が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒等同士が近距離で活動する調理実習」
- ・図画工作、美術や工芸等における「児童生徒等同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・理科における「児童生徒等同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・体育、保健体育における「児童生徒等が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

2 学校行事について

- ・県内外を問わず、修学旅行や遠足などの校外行事の実施は延期等とすること。
- ・その他の行事については、実施の必要性を慎重に見極め、オンラインでの実施や延期等とすること。

3 部活動について

- ・すべての部活動を4月27日（火）から5月5日（水）まで休止すること。
- ・公式な大会等についても、不参加とすること。

4 研修及び出張について

- ・教職員研修等については、オンラインでの実施又は延期等をとすること。
- ・緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域への出張は、原則禁止とする。

＜お問い合わせ先＞

【本通知に関すること】

教育政策課 働き方・発信戦略担当

電話 088-621-3159

【学習指導・学校行事に関すること】

(義務教育に関すること)

学校教育課 義務教育・G I G A担当

電話 088-621-3114

(高校教育に関すること)

学校教育課 高校教育・G I G A担当

電話 088-621-3104

(体育・保健体育に関すること)

体育学校安全課 体力・競技力向上担当

電話 088-621-3165

【部活動に関すること】

(文化部活動について)

グローバル・文化教育課 あわっ子文化担当

電話 088-621-3055

(運動部活動について)

体育学校安全課 体力・競技力向上担当

電話 088-621-3165

【教職員研修に関すること】

教職員課 人材育成担当

電話 088-621-3123

県立学校における教育活動等に係る感染拡大防止対策の強化について

感染拡大抑止“緊急対策”実施期間：4月20日（火）～5月5日（水・祝）まで

感染拡大注意「急増」 ステージⅢ	
感染拡大防止対策の強化（R3. 4. 20発出）	更なる対策強化（R3. 4. 27発出）
1 学習指導に関すること 各教科等の指導においても、基本的な感染症対策を講じるとともに、感染リスクの高い教育活動は実施しない。 また、オンラインによる指導等により、学習活動を継続すること。 ＜感染症リスクの高い教育活動例＞ ・各教科等に共通する活動として「児童生徒などが長時間にわたり、密集又は近距離で対面形式となるグループワークやグループ活動、ディスカッション等」、「近距離で大きな声で話す活動」 ・音楽における「室内で児童生徒等が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」 ・家庭、技術・家庭における「児童生徒等同士が近距離で活動する調理実習」 ・図画工作、美術や工芸等における「児童生徒等同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」 ・理科における「児童生徒等同士が近距離で活動する実験や観察」 ・体育、保健体育における「児童生徒等が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」	1 学習指導に関すること 各教科等の指導においても、基本的な感染症対策を講じるとともに、感染リスクの高い教育活動は実施しない。 また、1人1台タブレット端末を活用したオンライン指導等の充実により、学習活動の継続を図ること。 （同左）
2 学校行事の実施に関すること 県境を越えての修学旅行・遠足などの校外行事の実施は延期等を検討すること。 県内で実施する遠足・校外学習については、引き続き慎重に判断するとともに、実施の際は、感染症対策を徹底すること。 その他の行事については、実施の必要性を慎重に見極め、オンラインでの実施や延期等も含め検討すること。	2 学校行事の実施に関すること 県内外を問わず、修学旅行・遠足などの校外行事の実施は延期等とすること。 その他の行事については、実施の必要性を慎重に見極め、オンラインでの実施や延期等とすること。
3 部活動に関すること ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は避けること。 ・活動内容等を精選し、短時間（平日2時間以内、休日3時間以内）での活動とすること。 ・県内外を問わず合宿や他校との練習試合、交流活動は禁止すること。また、県外からの講師招聘は原則禁止とし、オンラインによる指導等を検討すること。 ・ただし、公式な大会やコンクール等について、主催者による十分な感染症対策が講じられていることが確認できる場合は、参加も可能とする。なお、参加する場合は、学校においても十分な感染症対策を講じること。 ・部活動開始前・休憩時・終了後においては、食事は避けるとともに、水分補給等を行う際には飛沫を飛ばさないよう会話を控えることについて特に指導を徹底すること。	3 部活動に関すること ・全ての部活動を4月27日（火）から5月5日（水・祝）まで休止すること。 ・公式な大会等についても不参加とすること。
	4 研修及び出張に関すること ・教職員研修等について、オンラインでの実施、あるいは延期等とすること。 ・緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域への出張は、原則禁止とする。